

— 平成 30 年度 事業報告書 —

1. 今年度業務状況

平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年度負担金の請求書発送 (415 事業者 533 営業所) <全事業者より納付完了 — 4,842 万円>
平成 30 年 5 月 11 日	平成 30 年度第 1 回適正化事業諮問委員会
平成 30 年 5 月 28 日 同上	平成 30 年度第 1 回理事会 平成 29 年度社員総会
平成 30 年 6 月 11 日	平成 29 年度事業報告書、貸借対照表、収支決算 書、及び財産目録を九州運輸局に提出
平成 30 年 6 月 13 日	役員の変更に伴う社員総会(書面決議) (城内理事→杉原理事へ)
平成 30 年 7 月 3 日	九州運輸局より役員の変更の認可
平成 31 年 3 月 1 日	平成 30 年度第 2 回理事会
平成 31 年 3 月 8 日	平成 30 年度第 2 回諮問委員会
平成 31 年 3 月 11 日	運輸局へ認可申請 (3月15日認可) ・事業計画、収支予算及び資金計画 ・負担金の額及び徴収方法
平成 31 年 3 月 29 日	平成 31 年度負担金の請求書発送 (434 事業者 616 営業所) (6,912 万円)
平成 31 年 3 月 31 日	巡回指導件数 255 件の事業計画に対し、 適正化センター 258 件 バス協会 37 件(長崎 26 件・大分 11 件を委託) 計 295 件の巡回指導を実施

2. 巡回指導の実施

(1) 実施件数

	事業計画			実績		
	適正化センター	バス協会	計	適正化センター	バス協会	計
福岡	89	—	89	102	—	102
佐賀	14	—	14	15	—	15
長崎	8	24	32	8	26	34
熊本	32	—	32	37	—	37
大分	6	11	17	9	11	20
宮崎	26	—	26	26	—	26
鹿児島	45	—	45	61	—	61
合計	220	35	255	258	37	295

(2) 巡回指導対象事業者の選定順位

①九州運輸局により選定された事業者

- ・苦情等の情報があるが、監査対象事業者となっていない事業者
- ・その他巡回指導が必要と認められる事業者

②過去の事故歴・行政処分歴

③その他の選定順位は以下を考慮する

- ・貸切バス事業者安全性評価認定
- ・運輸安全マネジメント評価結果
- ・利用者等からの苦情
- ・ASV 車両の導入状況
- ・安全情報
- ・運輸局等との意見交換で判明した事項
- ・配置車両数等

3. 巡回指導の結果

(1) 事業者評価

・「貸切バス適正化機関 巡回指導マニュアル」に基づく全 45 項目の項目別に、各判断基準に基づき、「適」「否」を判定。その「適」の割合によって 5 段階評価

	A	B	C	D	E	計
福岡	53	45	2	0	1	101
佐賀	6	9	0	0	0	15
長崎	17(16)	14(9)	2	0	1(1)	34(26)
大分	10(7)	10(4)	0	0	0	20(11)
熊本	22	16	0	0	0	38
宮崎	13	13	0	0	0	26
鹿児島	32	29	0	0	0	61
合計	153(23)	136(13)	4	0	2(1)	295(37)
割合	52%	46%	1%	—	1%	100%

※1 ()内はバス協会委託分の内数

※2 うち、速報対象の違反が 2 件。

【参考】

評価分類	分類方法
A	「適」の割合が90%以上
B	「適」の割合が70%以上90%未満
C	「適」の割合が50%以上70%未満
D	「適」の割合が20%以上50%未満
E	「適」の割合が20%未満又は速報に該当する場合

※速報に該当する場合は以下の2つ

- ① 正当な理由なく巡回指導を拒否した場合
- ② 輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反で次のいずれか該当する場合
 - ア 運行管理者が全く不在(選任なし)の場合
 - イ 全ての運転者が健康診断を受診していない場合
 - ウ 運転者に対する指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合
 - エ 整備管理者が全く不在(選任なし)の場合であって、事業用自動車の定期点検整備を全く実施していない場合

(2) 主な違反内容

違反内容	指摘件数
運行指示書の作成、指示、携行、保存	180
点呼の実施及び記録、保存	154
乗務員台帳の作成、保存	151
運転者に対する指導監督の実施、記録、保存	150
運送引受書の作成、交付、保存	124
特定の運転者に対する特別な指導	115
運行管理規程	79
乗務等(運転日報)の記録、保存	71

※1 すべての項目に対する指摘件数は別紙のとおり

4. 運輸局との連携

○毎月、センターと運輸局との連絡会議を開催し、巡回指導結果の共有、意見交換等を行うことにより、より効率的かつ効果的な巡回指導を行っている。

○運輸局は、センターが行った巡回指導の結果に基づき、国の監査が必要と思われる事業者に対しては監査計画に反映し、是正が図られているかを確認する。

5. 特記事項

●負担金未納付事業者に係る運輸局への報告

当法人が負担金の請求後、所定期日までに入金がなかったため、道路運送法上の規定に基づき督促したにもかかわらず、負担金を納付しなかった事業者 4 社について、運輸局に報告を行った。(一部の事業者には運輸局は納付命令を発出し、)その後、当該事業者からの納付を受けた。

●巡回指導結果に基づく運輸局への速報

巡回指導の結果、巡回指導マニュアルにおける「速報対象」に該当した 2 事業者(福岡県・長崎県)について、運輸局に速報を行った。

●全国貸切バス適正化機関連絡会議の開催

昨年 10 月、NHK長崎放送局による取材に端を発し、取材を受けた国土交通省が全国の連絡会議を開催する約束をして全国報道され、今年 1 月 24 日・25 日に開催されるに至った。

会議においては、各適正化機関より巡回指導の方法や負担金の納入状況等についての報告を行い、問題の共有や認識の統一を図った。

九州ブロックとしては、国土交通省に対し、事業者の負担金について国による一部補助を行うよう、要請した。

なお、NHKは、会議開催前の今年 1 月 15 日「クローズアップ現代+」において、行政や貸切バス業界に対して、問題を追及する報道を全国放送している